


所管部課	都市建設部土木課	部長	田辺 康弘		
件名	専決処分の報告について（街路樹の倒木による物損事故）				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年7月30日（金）に街路樹の倒木において発生した物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容】 桜が丘1-1449-2創価学園東大和グラウンド前（市道第819号線）の街路樹（桜）が倒木し、創価学園所有のフェンスに損害を与えたものである。 倒木した桜は、幹回り1.5m、高さ約8m程度であり、根が腐食していた。 損害賠償額の決定及び和解の内容については、損害賠償額として100,540円を市が相手方に対して支払うものである。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解に関する必要な手続きが完了する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年 7月30日（金） 事故発生 ・令和3年 9月30日（木） 専決処分 ・令和3年 9月30日（木） 示談締結 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年第4回市議会定例会において報告したい。 ・賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。